

久喜市議会
平成29年2月定例会
市長提出議案質疑通告

平成29年3月7日（火）

質疑通告者一覧

【議案第 1 号 平成 28 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号）について】

通告第 2 号 猪股 和雄 議員	1
通告第 6 号 渡辺 昌代 議員	1
通告第 17 号 春山 千明 議員	1

【議案第 2 号 平成 28 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について】

通告第 6 号 渡辺 昌代 議員	2
------------------	---

【議案第 8 号 平成 29 年度久喜市一般会計予算について】

通告第 2 号 猪股 和雄 議員	3
通告第 5 号 斉藤 広子 議員	4
通告第 6 号 渡辺 昌代 議員	4
通告第 8 号 成田ルミ子 議員	5
通告第 9 号 川辺 美信 議員	5
通告第 10 号 園部 茂雄 議員	6
通告第 12 号 新井 兼 議員	6
通告第 13 号 杉野 修 議員	7
通告第 14 号 貴志 信智 議員	7
通告第 16 号 鈴木 松蔵 議員	7

【議案第 9 号 平成 29 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について】

通告第 6 号 渡辺 昌代 議員	8
------------------	---

【議案第 10 号 平成 29 年度久喜市介護保険特別会計予算について】

通告第 6 号 渡辺 昌代 議員	9
------------------	---

【議案第 17 号 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例】

通告第 9 号 川辺 美信 議員	10
------------------	----

【議案第 21 号 久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例】

通告第 7 号 丹野 郁夫 議員	11
通告第 9 号 川辺 美信 議員	11
通告第 17 号 春山 千明 議員	11

【議案第 22 号 久喜市土地取得特別会計条例を廃止する条例】

通告第 13 号 杉野 修 議員	12
------------------	----

【議案第25号 久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例】

通告第1号 並木 隆一 議員	13
通告第3号 井上 忠昭 議員	13
通告第6号 渡辺 昌代 議員	14
通告第10号 園部 茂雄 議員	14
通告第15号 岡崎 克巳 議員	14

【議案第26号 久喜市手話言語条例】

通告第2号 猪股 和雄 議員	15
通告第3号 井上 忠昭 議員	15
通告第6号 渡辺 昌代 議員	16
通告第17号 春山 千明 議員	16

【議案第30号 久喜市健康増進・食育推進会議条例】

通告第6号 渡辺 昌代 議員	17
通告第17号 春山 千明 議員	17

【議案第31号 久喜市医療体制等推進協議会条例の一部を改正する条例】

通告第3号 井上 忠昭 議員	18
通告第6号 渡辺 昌代 議員	18

【議案第35号 久喜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について】

通告第2号 猪股 和雄 議員	19
通告第4号 岸 輝美 議員	19
通告第11号 石田 利春 議員	20

議案第 1 号	平成 28 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号） について
---------	------------------------------------

○ 通告第 2 号 猪股 和雄 議員

- (1) P 3 4 臨時福祉給付金が大幅に減額とされたが、理由を明らかにされたい。
- (2) P 4 6 理科大跡地の物流施設への進入路が新設されれば、24 時間 365 日トラックが通過することになるが、借楽荘への騒音、振動被害をどのように想定しているか。対策をどう考えているか。
- (3) P 5 6 ごみ処理施設整備基金、(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備基金の今後の積み立て・取り崩しの年次計画を示されたい。

○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

- (1) P 1 4 国庫支出金 社会福祉費補助金
臨時福祉給付金事業費補助金が-67,350,000 円となった。
この説明と取り組みがどうであったかを伺う。
- (2) P 3 8 民生費 公的介護施設等整備補助事業
公的介護施設等整備補助事業の県補助がそのまま-37,589,000 円となった。理由を伺う。
- (3) P 4 0 民生費 保育所運営事業
臨時職員が-18,510,000 円となった。保育園の臨時職員は市では、常に募集をしていて不足しているのではないか。なぜ、マイナスなのか。職員は増やす努力をすべきではないか。

○ 通告第 17 号 春山 千明 議員

- (1) P 3 8 高齢者施設等防犯対策補助事業で対象外の施設の対応は市が合わせて同時に行うべきですがいかがか伺います。

議案第 2 号

平成 28 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号) について

○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

P 8 療養給付費等交付金

- (1) -91,562,000 円とかなりの減となった。退職被保険者は当初見込んでいた数とひらきがあったのか。
- (2) 平成 27 年度、平成 28 年度と比べるとどうであったか。
- (3) 現在の退職被保険者数の状況は。

○ 通告第 2 号 猪股 和雄 議員

- (1) P 1 3 6 コンビニ交付事業、28 年度の実績を踏まえ、29 年度の見通しを示されたい。
交付件数の動向と、手数料収入に対する委託料、負担金等の収支、費用対効果をどう評価しているか。
- (2) P 1 3 0 市税等のコンビニ納付 28 年度の実績を踏まえ、29 年度の見通しを示されたい。
納付件数の動向と、市の収支、実績に対する評価を明らかにされたい。
- (3) 通知カード、個人番号カードの現状と、29 年度予算に関わる見通し。
ア 通知カード、本人に届かずに市で保管している現状と新年度における対応方針
イ 個人番号（マイナンバー）カード、これまでの申請と交付の現状と、29 年度の見込みをどのように立てているか。
- (4) P 5 0 P 9 6 ふるさと納税の 28 年度実績の評価を踏まえて、29 年度の見通し（目標）と改善策を示されたい。ふるさと納税寄付者を、単に返礼品目当ての応募者に終わらせない位置づけを考えるべきではないか。
- (5) 「中期財政計画」のあり方の見直しと基金用途の公表を
ア 昨年 3 月に策定された中期財政計画によると、財政調整基金残高 28 年度末 39 億 6500 万円、29 年度末見込み 28 億 4400 万円だが、現在での実績は 28 年度末 58 億 2294 万円、29 年度末見込み 42 億 866 万円となった。これから策定する中期財政計画は実態に沿ったものにするべきであるが、いかがか。
イ 基金総額は 28 年度末 87 億円、29 年度末見込額 62 億となっているが、特に特定目的のごみ処理施設整備基金、市民の森緑の公園整備基金などの用途（取り崩し）計画を公表するべきであるが、いかがか。
- (6) エスコートゾーンの設置拡大へどう取り組むか。
視覚障害者が安全に歩行する権利を保障するために、エスコートゾーンの設置拡大が急務である。新年度の久喜駅周辺への設置見通し、引き続き、当事者からの要望箇所への設置拡大の取り組み方針を明らかにされたい。
- (7) P 1 9 4 生活保護事業 世帯数は増え続けているが、扶助費が前年度より減額となった理由を明らかにされたい。

○ 通告第 5 号 齊藤 広子 議員

P 2 8 6 「中学生学力アップ教育推進事業」

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない中学生に対し、学習習慣の確立や学力の定着を図るため放課後学習支援を実施するとの事であるがどのような体制で行うのか質問する。

- (1) 指導者は、誰が行うのか。
- (2) 1年生～3年生まで、どのような単位で行うのか。
- (3) 放課後とあるが、時間帯は。また、長期休業や土曜日を行うのか。
- (4) 希望者が受けられるのか、それとも教師が必要とした生徒なのか。
- (5) 市内の中学校、全校で行っていくのか。
- (6) 福祉事業で生活困窮者対策の学習支援を行っているが、連携は、どの様に考えているのか。
- (7) 予算の積算について。

○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

(1) P 2 1 6 衛生費 ごみ処理施設整備推進事業

生活環境影響調査、P F I 導入可能性調査は、代表質問で説明された。調査後についてどのような協議に入るのか伺う。その他の委託事業についても目的等説明を伺う。

(2) P 2 2 6 農林水産費 新規就農・担い手育成事業

P 2 2 8 農産物ブランド化推進事業、青年就農給付金事業について

これら代表質問で、農業振興とくに担い手育成についての質問で具体的に答えを求めた。しかし、「新たに就農した農家を支援、久喜市農業農村基本計画の各施策を進め、農業の振興を図る」と具体策がでていません。平成 29 年度に集中して何にどう取り組むのか。就農してもらおう政策を改めて伺う。特に農産物ブランド化の予算は 16 万 5 千円である。これでどう進めるのか。

(3) P 2 3 8 商工費 企業等誘致事業

ア これまでの実績と平成 29 年度の新たな企業誘致奨励金の内訳を伺う。

イ 雇用推進助成金、障がい者雇用促進助成金の実績と平成 29 年度の予算の内訳を伺う。

(4) P 1 5 3 民生費 相談支援事業、成年後見制度利用支援費

P 1 7 2 民生費 市民後見推進事業 について

これら代表質問で対応を伺ったが、市民後見人制度の実態と今後の推進は理解できたが、成年後見制度の実態とトラブル等について、今後の取り組みについて伺う。

(5) P 2 8 8 教育費 小学校維持管理事業 P 2 9 4 中学校維持管理事業

各小中学校のトイレの洋式化の現状と平成 29 年度の予定はどのように計画しているか。

○ 通告第 8 号 成田 ルミ子 議員

(1) P 1 1 6 交通安全対策費 6 交通安全施設整備事業

交通安全対策の予算は、昨年とほぼ変わらない予算だが、交通事故防止特別対策地域に指定された本市において安全対策に積極的に取り組める予算なのか。

(2) P 2 4 6 道路維持費 1 道路維持管理事業

同じく交通安全対策のため、白線等、道路表示の塗り替えを積極的に行う旨の答弁が一般質問でされたが、予算が計上されているか。

○ 通告第 9 号 川辺 美信 議員

(1) 予算書 P 9 8 ~ 9 9 2 総務費 8 電算管理事業

職員パソコンのマイクロソフトオフィスについて、2016 年 2 月議会の園部議員一般質問の答弁で「平成 27 年 10 月に実施した端末の入れかえ時をもってリブレオフィスの試験的な運用を終了し、暫定的に再配付したマイクロソフトオフィス 2007 のサポート期限となる平成 29 年 10 月を目途として、端末の更新にあわせ順次新たなマイクロソフトオフィスを採用すること、また試験導入の 5 年間で蓄積されたりブレオフィス作成データを有効に活用するため、当分の間はリブレオフィスを補助的なオフィスソフトとして端末に搭載することを決定したところでございます。」とありました。そこで、2017 年度において職員パソコンのマイクロソフトオフィスは 100% の充足率となるのかお伺いします。

(2) 予算書 P 9 4 ~ 9 5 2 総務費 1 総務管理費 7 企画費 3 鉄道輸送力増強促進事業

東武久喜駅 5 時始発急行中央林間行きの実現に向けて取り組んでいただきましたが、今春のダイヤ改正では実現しない見通しであり残念です。2017 年度以降においても引き続き東武鉄道、JR 東日本において初列車の繰上げの実現に向けて取り組むべきであると考えますが、2017 年度にはどのような働きかけを行っていく考えなのかお伺いします。

(3) 予算書 P 9 8 ~ 9 9 2 総務費 7 企画費 15 元気なバス需要創出モデル事業補助事業

事業概要には、路線バスの利便性向上や利用増につながるような、生活の足の確保を目的とした公共交通の潜在需要を喚起するためのモデル的な取り組みを実施するバス事業者に対する補助金とありますが、内容についてお伺いします。

(4) 予算書 P 1 2 0 ~ 1 2 1 2 総務費 17 諸費 4 地域公共交通検討事業

事業費が 9,858,000 円の増額になっています。説明では地域公共交通計画策定支援業務委託料とありますが、内容についてお伺いします。

(5) 予算書 P 220 ~ 221 5 労働費 1 労働諸費

労働法規について周知を図るため、埼玉県で発行している「若いあなたのルールブック」という小冊子を、2015 年 1 月より市内の高等学校、図書館などの公共施設に配架しています。また、昨年の成人式では労働相談を記したポケットティッシュを配布しまし

た。今年度は埼玉県で発行したチラシを市内高等学校に対して生徒への配布依頼をしたと聞いています。ブラックバイトの横行や、法令を守らない企業など雇用ルールのモラルハザードは依然として続いており、若者の雇用環境の悪化は社会問題化しています。労働法規を知ることは、社会に出て働き始める際に大きな力となります。そこで、高等学校での「労働ハンドブック」を活用した授業を行うことが必要だと考えます。2017年度において「労働ハンドブック」をどのように周知させていくのかお伺いします。

- (6) P250～251 8土木費 3道路新設改良費 4市道久喜211号線道路改良事業
今回の整備区間の内容についてお伺いします。また、南町3丁目地内の市道211号線の抜け道に対して安全対策はどのように進めていく考えですかお伺いします。
- (7) 予算書 P330～331 10教育費 4学校給食費 5学校給食運営事業
鷲宮第1・第2学校給食センターの調理員が不足していると聞いています。現在の給食調理員の充足率はどのようになっていますかお伺いします。

○ 通告第10号 園部 茂雄 議員

- (1) P199 公的病院運営費補助金が平成29年度当初予算から計上されていることに一定の評価をいたしますが、補助する病院について、三次救急を目指す済生会栗橋病院のみの公的病院運営費補助金要綱で定められています。
補助金申請にあたり、公的病院運営費補助金に係る運営計画書や報告書の提出が求められているが、運営計画書に盛り込まれている内容を明らかにしてください。
- (2) P288 小学校維持管理事業について、市内の小中学校の校舎等の耐震化が平成27年度で完了しているが、体育館で早急に修繕が必要と思われる体育館が23校中2校ある。
上空写真から判断すると久喜東小学校と江面第二小学校の体育館の屋根は赤さびで雨漏れがあると伺っていますが、これらの公共施設の改修計画について市の考え方を伺う。

○ 通告第12号 新井 兼 議員

- (1) P98 元気なバス需要創出モデル事業補助事業
ア 今般の対象路線は、朝日自動車株式会社様の運行する「東鷲宮駅西口～加須市の川口3丁目」であるが、これまでの赤字路線の状況、今後の黒字路線化に向けた取り組み、展望について伺う。
イ 今般の延伸にあわせて、久喜市内側の停留所の見直しの議論の有無について伺う。
- (2) P148 婚活支援事業
支援スキームの検討内容について伺う。

○ 通告第 13 号 杉野 修 議員

総務費 総務管理費

(1) P78、P341

ア 職員総数に占める非正規雇用職員（臨時職員等）の状況は。

イ 育児・介護休業法の改正による新年度の職員配置計画はどのように考えられているか。

(2) P120

各総合支所にある議場など、空きスペースの今年度の利活用計画について。

(3) P332 教育費 保健体育費

学校給食センター整備事業 設計業務委託料の積算根拠を伺う。

○ 通告第 14 号 貴志 信智 議員

(1) 予算書320ページ、市指定文化財「吉田家水塚」運営事業について伺う。

吉田家水塚においては、展覧会等が定期的に行われているが他の事業（栗橋地区地域会議等）との連携が行われていなかった。来年度は他部署が行う事業であってもテーマが重なる場合は連携するべきと考える。見解を伺う。

(2) 予算書286ページ、中学生学力アップ教育推進事業について以下伺う。

ア 事業の実施方法

イ 参加要件（希望制等）

(3) 予算書198ページ、公共施設屋外 AED 設置事業について以下伺う。

ア 設置時期

イ 設置場所

○ 通告第 16 号 鈴木 松蔵 議員

(1) 8土木費 4都市計画費 7圏央道側道整備事業負担金事業

H29年度で終了ということによいのか。

○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

(1) P 3 6 4 国民健康保険税

一般被保険者国民健康保険税が退職者被保険者を含めほとんど減収となっているその理由を説明いただきたい。

(2) P 3 8 4 共同事業拠出金 保険財政共同安定化事業拠出金

昨年度よりも 112,610,000 円も増えているが、その理由は何ととらえているか。

(3) P 3 8 6 特定保健指導事業

代表質問で特定保健指導の取り組みについて伺った。「指導内容の充実、積極的な利用啓発、利用者に対して効果的なインセンティブの付与」と回答があったが、昨年度との違いは何か。具体的にどう取り組むのか伺う。重症化予防業務委託料が減となっている理由も伺う。

(4) P 3 7 0 一般会計繰入金

保険基盤安定繰入は、保険税軽減分、保険者支援分ともに、平成 27 年度、平成 28 年度の時と同じく補助が拡大されているととらえていいか。

P 3 7 2 一般会計その他繰入は昨年度より 23,979,000 円減らしているが削減するべきではない。理由を伺う。

○ 通告第6号 渡辺 昌代 議員

(1) P430 介護予防・日常生活支援総合事業費

高齢者一次予防事業から一般介護予防事業に変わったわけであるが、中身の様子は、ほとんど同じときいているが、変更点はあったのか伺う。

(2) P430 介護予防・日常生活支援総合事業費

介護予防・生活支援サービス事業の要介護デイサービス・ホームヘルプサービスとその他の事業、これまで行ってきた二次予防事業業務委託について説明いただきたい。

(3) P428 地域支援事業費

任意事業の成年後見制度の実態と相談等について、また、今後の取り組みについて伺う。

議案第 17 号

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

○ 通告第 9 号 川辺 美信 議員

(1) 今回の条例改正に伴い、臨時職員の対応はどうなりますか。

議案第 21 号

久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

○ 通告第 7 号 丹野 郁夫 議員

(1) 業務を承継した団体が、市の指定管理者として相応しくないと認めた場合であっても、当該団体は市長へ届け出るのみで可としており、市として何らの抑止力を有さない条例になってはいないか。

○ 通告第 9 号 川辺 美信 議員

(1) 会社には、分社、分割、併合、吸収など様々な組織改編がありますが、指定管理者の地位を継承するものであれば別法人であっても良いのかお伺いします。

○ 通告第 17 号 春山 千明 議員

(1) 第 12 条地位の継承が追加された内容ですが、久喜市においてここにある事例となる指定管理者があるのか伺う。

議案第 22 号

久喜市土地取得特別会計条例を廃止する条例

○ 通告第 13 号 杉野 修 議員

- (1) 本会計は、旧鷲宮町の土地開発公社が実施してきた先行取得事業に対し、健全化が必要として土地の買い戻しを行ってきたものである。事業終結にあたって、長期保有土地の利活用状況等を伺う。
- (2) 健全化事業の評価を伺う。

○ 通告第 1 号 並木 隆一 議員

- (1) 久喜市における中小企業・小規模企業の設立・開業と、廃業・倒産等の統計による推移は。
- (2) NPO法人や、医療・福祉・介護・教育・農業関係等も、この条例の対象か。
- (3) 久喜市の考える具体的な中小企業・小規模企業振興策と、どこまで行政が企業の存立に関わるべきと考えるのか。
- (4) 経営者の高齢化、後継者の不在、関わっている業種・業態の市場縮小等により、撤退・縮小・譲渡あるいは廃業を考えている企業についても、支援策を考えるべきと思うがいかがか。

○ 通告第 3 号 井上 忠昭 議員

- (1) 第 8 条の大企業の役割では、各号の努力義務を達するため（実効性を持たせるため）に、実際に誰がどのように大企業に啓発、働きかけを行うことになるのか。
- (2) 第 4 条に、市が行う基本的施策が挙げられているが、第 6 号「産業間の連携への支援」、第 7 号「販路及び受注機会拡大への支援」については、市は具体的にどのような係り方を想定しているのか。
- (3) 第 5 条第 2 項にある「特に必要であると思われる小規模企業の事情に配慮するよう努める」とはどのようなことを想定しているのか。
- (4) 第 9 条に市民の役割があり、「中小企業・小規模企業の健全な発展及び育成に協力するものとする」、「市内で生産、製造及び加工される製品の購買又は消費並びに市内で提供される役務の利用に努めるものとする」とある。そのためには、積極的なご理解とそのための啓発が必要になるが、どのように進められるか。また、これも市、事業者、経済団体等を一体になって進められるか。
- (5) CSR（企業の社会的責任）について、この条例制定の中で、中小企業、小規模企業の振興策と合わせて議論していきたいとあったが、どう反映されていくのか。また、今後の議論は、久喜市中小企業・小規模企業振興会議ということになるのか。
- (6) 久喜市中小企業・小規模企業振興会議の設置、その後のスケジュールはどうなっていくか。

○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

- (1) (定義) 第 2 条にある、事業者、中小企業、小規模企業、経済団体等、大企業中小企業・小規模企業以外の事業者で市内に事務所又は事業所を有する者、の把握をしているのか。
- (2) (基本的施策) 第 4 条の施策は、具体的にどのように打ち出し、進め、評価をするのか伺う。
- (3) (久喜市中小企業・小規模企業振興会議) 第 10 条の進め方はどのようにするのか伺う。
- (4) 中小企業・小規模企業が何を望んでいるのか、悉皆調査は行うのか伺う。

○ 通告第 10 号 園部 茂雄 議員

- (1) 第 5 条の 2 項の資金・人材等の確保が特に必要であると思われる小規模企業の事情に配慮するよう努めるものとする。としているがどのような配慮を考えているのか、地域経済コンシェルジェが最近では中小企業診断士にかわり注目されているが、これらの人材を積極的に活用し資金面や人材面の支援を行うべきだが市の考えを伺う。

○ 通告第 15 号 岡崎 克巳 議員

- (1) 第 10 条の振興会議の内容は。
- (2) 第 10 条の振興会議はいつ定め、設置するのか。

○ 通告第 2 号 猪股 和雄 議員

(1) 第 1 条において「すべての市民が」、第 2 条において「市民は」とあるが、手話がろう者の言語として形成され、確立した言語であることを踏まえれば、ろう者とろう者以外のものとの意志を伝え合うために手話を使う権利を有することを明確にするべきであるが、見解を問う。

特に第 2 条は、「市民は、手話により意志を伝え合う権利を有していることを理解し」とあるが、主語である「市民は」の述語は「理解し」となっているが、「手話により意志を伝え合う権利を有している」の主語（主体）はだれかを明確にするべきであるが、見解を問う。

(2) 第 5 条に、「事業者は」「手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努める」とあるが、事業者はサービスを提供する相手だけでなく、被雇用者に対する責務も負っているのであって、「ろう者が働きやすい環境を整備する」責務を努力義務として明記するべきであるが、見解を問う。

(3) 特に、災害時において、ろう者および障害者の権利が置き去りにされやすいことを考慮すれば、災害時の対応について条文中に明記するべきであると考えますが、見解を問う。

(4) 第 6 条 2 項において「市は」、3 項において「市長は」「推進方針を策定」とあるが、推進方針策定の計画およびスケジュールを明らかにされたい。

○ 通告第 3 号 井上 忠昭 議員

(1) 手話への理解促進及び手話の普及には、具体的な普及目標やスケジュールを立て、計画的に達成度を検証していくことが大切である（第 6 条推進方針を具現化する取り組みのスケジュールやその達成度の検証）。いかがか。また、どのようにこれを進められるか。

合わせて、代表質問で「学校での教育にも係る」ことを述べたが、答弁では、すでに取り組みを行っている学校があることも示されました。今後、条例に基づいて（やっているところ、やっていないところではなく）しっかりとした方針で進めることも必要であるが、いかがか。

(2) 第 5 条の「事業者」とはどの範囲までを指すか。事業者に類するものや、事業者に準じるものについて（NPO 法人や営利を目的にしない団体など含む）はどのように考えたらよいか。

○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

- (1) 手話言語条例ができたことは、聴覚障害者のみなさんにとって、待ち望んだことであると思う。目的にもあるように、手話への理解の促進と手話の普及が今後の課題となる。市民への理解と普及のための財政措置は今後どう考えているのか。代表質問では久喜市職員の手話研修を毎年行っていると回答があったが、これまでの職員研修の状況と、今後の研修計画について伺う。

○ 通告第 17 号 春山 千明 議員

- (1) 埼玉県でも昨年 3 月に条例が制定されました。今回の条例において、それをふまえた部分、また久喜市独自の部分をお伺いします。
- (2) 推進方針は条例制定後、どのくらいで策定されるのか伺います。

○ 通告第6号 渡辺 昌代 議員

- (1) 根拠法の違うそれぞれの推進会議で、それぞれ健康増進計画、食育推進計画を作成し進めてきているが、ここで一緒にそれぞれの計画ができるのか疑問に思う。立ちあげの時の健康増進会議を傍聴させていただいたが、中身は膨大で、検討するのに大変であると感じをもった。健康増進も食育推進も通じるところはあるが、やはり中身は同一ではない。そこをどう考えているのか。
- (2) それぞれの推進会議のこれまでの委員はそれぞれ20名であり重なる団体の委員もいるが、違う委員もいる。それをあわせて20名に統合するには、無理があるのではないか。
- (3) それぞれの計画が今年度で終わるが、最終評価・見直しは怎么样了か伺う。

○ 通告第17号 春山 千明 議員

- (1) 第4条委員の内容の中で関係団体に属する者とありますが想定される関係団体はどのような団体か伺います。

議案第 31 号

久喜市医療体制等推進協議会条例の一部を改正する
条例

○ 通告第 3 号 井上 忠昭 議員

- (1) 久喜市医療体制等推進協議会条例が、名称と設置目的、また所管事項の主たる部分、つまり条例の核心部分を全て替えて今回提出されています。「久喜市医療体制等推進協議会」と「久喜市地域医療推進協議会」の継続性について伺います。
- (2) 「市民」と「医療機関等」との思いや意識の隔たりは、予想以上に大きいと思われる。現状をどのように捉えられているか。現状に対する課題や問題点をどこに置かれているか。
- (3) 第 2 条第 1 号中「医療機関のネットワークの構築」が、所掌事項から抜けました。これは、すでに達成されたと考えているのか。これを残した上で、「市、市民、医療機関等が一体となった地域医療の推進」を加える形を取らなかったのはなぜか。
- (4) 第 2 条第 1 号中「及びその実施を推進すること」の「実施の推進」とは、同条第 1 号前段の「審議」を具現化する「協議会独自の活動」を行えるのか。なにを想定されているのか。
- (5) 第 3 条で、16 人を 13 人に減らしたのはなぜか。第 4 条何号に該当するところが減るのか。
また、設置（目的）に「市民」が入ったことから、第 4 条第 1 号公募による市民の意義が大きくなる。過去に、委員として医療関係の市民団体代表が入っていた例もあったが、先にその土壌を整備するべきでなかったか。

○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

- (1) 第 1 条にある「地域完結型医療の確立」についてどのようなとらえ方なのか説明を求め。
- (2) 「関係医療機関」を「一般社団法人久喜医師会」にした理由はなにか。「医療機関」の方が幅が広いのではないか。
- (3) 協議会の開催はどのように計画しているのか伺う。
- (4) 委員として市（たとえば副市長）などは入らないのか伺う。

○ 通告第 2 号 猪股 和雄 議員

(1) 「減量化・資源化目標」は基本計画の根幹部分であるが、各目標数値が甘すぎるのではないか。

ごみ減量化目標は、目標年度において現状と同じごみ排出量の前提に対して「減量目標 13%以上」、焼却処理量目標は現状よりも増加する前提に対して「減量目標 10%以上」としているが、こうした目標の設定方法自体がきわめてごみ減量に消極的である。

衛生組合のごみ処理基本計画の考え方は、現在までに取り組んできたごみ減量を継続することによって目標年度（平成 39）12%減量を「現状推移時」とし、それよりもさらに減量することで「40%以上減量」を目標とした。焼却処理量も同様に現状よりも減量することを前提としてそれをさらに推進して「30%以上減量」を目標としていた。

すでにこれまでの取り組みにより市民のごみ減量の意識は定着してきており、このまま推移してもごみ減量はある程度の成果は上げられると認識している。しかし、今回策定する基本計画では、減量目標は「何もしないで現状よりも増える」ことを前提として、それよりも減量しようという考え方になっている。

P 4 8 ごみ減量目標は、22 年→26 年度の 4 年間で 10%減量になっていることからして、18 年後の 44 年度の現状推移時を少なくとも 10%減量と見込んだ上で、20~30%以上の減量目標を設定するべきであった。

P 4 9 焼却処理量目標も、22 年→26 年度の 4 年間で 4%減量になっていることからして、44 年度の目標は少なくとも 10%減量と見込んだ上で、20%以上の減量とするべきであった。

こうしたきわめて消極的な減量目標の設定とした理由について、市長の見解を問う。

市長は永年にわたる衛生組合の取り組みにおいて、全国にも誇るべきごみ減量の実績を上げ、全国トップレベルのリサイクル率を実現し、注目を浴びてきた。その取り組みを逆転させ、後退させかねない減量目標としたことについて、ごみ処理行政に関わる政治姿勢を問う。

（細かくは委員会で質疑するが、本会議においては市長の基本的見解と姿勢を問う。）

○ 通告第 4 号 岸 輝美 議員

(1) 本計画策定にあたり、高齢社会をどう考慮したか。（分別収集に関して）

○ 通告第 11 号 石田 利春 議員

- (1) P 4 この計画は、現在の 3 箇所のごみ処理施設を稼働することを前提としていますが、一か所に統合された時点で、新たに計画を練り直すことはありますか。
- (2) P 2 6 P 5 6 資源化の推進 焼却処理減量化を進めるために、久喜宮代衛生組合の一部地区で実施している。生ゴミ堆肥化を、継続拡大すべきと考えるところです。
計画では他の方策を検討するとしています。他の方策とはどのようなものか。
- (3) P 5 3 ごみの抑制計画の中に「有料化」が上げられています。一時的に減量の傾向が見られますが、実質的な「抑制」にはつながらない。又、P 3 9 一人当たりの処理経費においても久喜市は類似市町村平均値より低い値になっています。市民への負担増となる有料化を考える必要はないと考えますがいかがですか。
- (4) P 5 4 高齢化等の社会状況に対応した収集・運搬 1) 超高齢社会への対応
在宅医療廃棄物についてふれ、注射針などの危険物や感染性医療廃棄物の混入が危惧される。「啓発につとめる」としています。在宅看護が強調されている中、看護する医師との連携が重要と考えますがいかがか。
- (5) P 5 6 新たなごみ処理施設は、資源循環、地球温暖化防止の観点から省エネルギーかつ余剰エネルギーの積極的回収及び活用が図れる施設を目指としています。余剰エネルギーの積極的回収及び活用とは、具体的にはどのような施設がイメージされているのか。